

# 利用者負担金説明書 I

通所リハビリテーション費

令和6年6月1日～

(10円/1単位)

項 目	区 分	料 金	備 考	
① 通常規模型通所リハビリテーション費	1時間以上 2時間未満	要介護1	369 円/日	
		要介護2	398 円/日	
		要介護3	429 円/日	
		要介護4	458 円/日	
		要介護5	491 円/日	
	2時間以上 3時間未満	要介護1	383 円/日	
		要介護2	439 円/日	
		要介護3	498 円/日	
		要介護4	555 円/日	
		要介護5	612 円/日	
	3時間以上 4時間未満	要介護1	486 円/日	
		要介護2	565 円/日	
		要介護3	643 円/日	
		要介護4	743 円/日	
		要介護5	842 円/日	
	4時間以上 5時間未満	要介護1	553 円/日	
		要介護2	642 円/日	
		要介護3	730 円/日	
		要介護4	844 円/日	
		要介護5	957 円/日	
	5時間以上 6時間未満	要介護1	622 円/日	
		要介護2	738 円/日	
		要介護3	852 円/日	
		要介護4	987 円/日	
		要介護5	1,120 円/日	
6時間以上 7時間未満	要介護1	715 円/日		
	要介護2	850 円/日		
	要介護3	981 円/日		
	要介護4	1,137 円/日		
	要介護5	1,290 円/日		
7時間以上 8時間未満	要介護1	762 円/日		
	要介護2	903 円/日		
	要介護3	1,046 円/日		
	要介護4	1,215 円/日		
	要介護5	1,379 円/日		

②リハビリテーション提供体制加算 サービス提供時間帯に常時1名以上理学療法士等を配置している場合	1. 3時間以上4時間未満	12 単位/日	
	2. 4時間以上5時間未満	16 単位/日	
	3. 5時間以上6時間未満	20 単位/日	
	4. 6時間以上7時間未満	24 単位/日	
	5. 7時間以上	28 単位/日	
③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	通常の事業実施地域を超えて別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合	支給限度額管理対象外の項目	
④入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を適切に行うことができる人員・設備を有して、入浴介助を行った場合	40 単位/日	
④入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助を適切に行うことができる人員・設備を有して、入浴介助を行う。 医師等が利用者の居宅訪問し、浴室における動作及び環境を評価している。 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下、身体状況や居宅の浴室の環境等を踏まえ、個別の入浴計画を作成すること。	60 単位/日	
⑤栄養アセスメント加算	管理栄養士・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者・家族に対し結果説明・相談等に応じること 栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出、当該情報・その他栄養管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること	50 単位/月	
⑥栄養改善加算	利用開始時に栄養状態を把握し、管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること 栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、栄養状態を定期的に記録していること 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価している場合 必要に応じ居宅を訪問すること (低栄養状態改善ない場合は、引き続き算定可)	200 単位/日	月2回 (原則3か月)
⑦科学的介護推進体制加算	ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他、心身の状況等、基本的情報を厚生労働省に提出していること	40 単位/月	
⑧短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院・退所後又は要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合(退院・退所又は認定日から起算して3月以内)	110 単位/日	
⑨認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が集中的なリハビリテーションを行った場合(退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内)	240 単位/日	1週 2回まで
⑩重度療養管理加算	要介護状態区分が3と4と5の利用者に対し、計画的な医学管理のもと、指定通所リハビリテーションを実施した場合	100 単位/日	
⑪送迎未実施の場合	事業所が送迎を行わない場合	-47 単位/片道	

⑫サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合	22 単位/日	(区分支給限度額対象外)
⑬介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)	介護職員のさらなる処遇向上のため、研修の実施、賃金改善等、介護職員の処遇改善に取り組み算定要件を満たしている場合	総単位数の1.9% (区分支給限度額対象外)	
⑭退院時共同指導加算	事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合	600 単位/回	退院につき 1回限り

※ 各単位数に1単位当たりの金額をかけ合せたもののうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合分が介護保険自己負担額となります。

※ 重度療養管理加算について

計画的な医学管理とは以下の状態

イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
ロ	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
ハ	中心静脈注射を実施している状態
ニ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
ホ	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
ヘ	膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
ト	経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
チ	褥瘡に対する治療を実施している状態
リ	気管切開が行われている状態

# 利用者負担金説明書 I

介護予防通所リハビリテーション費

令和6年6月 1日より

10円/1単位

項 目	区 分	料 金	備 考
①介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,268 単位/月	
	要支援2	4,228 単位/月	
	(月内にショートステイ(当施設・他施設問わず)を使われた場合は、別途日割りの計算方法により利用料を計算します。)		
②中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	通常の事業実施地域を超えて別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合	支給限度額管理対象外の項目	
④栄養アセスメント加算	管理栄養士・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者・家族に対し結果説明・相談等に応じること 栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出、当該情報・その他栄養管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること	50 単位/月	
⑤栄養改善加算	利用開始時に栄養状態を把握し、管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること 栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、栄養状態を定期的に記録していること 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価している場合 必要に応じ居宅を訪問すること (低栄養状態改善しない場合は、引き続き算定可)	200 単位/月	月2回 (原則3か月)
⑥科学的介護推進体制加算	ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他、心身の状況等、基本的情報を厚生労働省に提出していること	40 単位/月	
⑦サービス提供体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合	88 単位/月 (要支援1)	(区分支給限度額対象外)
		176 単位/月 (要支援2)	
⑧介護職員処遇改善加算V(13)	介護職員のさらなる処遇向上のため、研修の実施、賃金改善等、介護職員の処遇改善に取り組み算定要件を満たしている場合	総単位数の1.9% (区分支給限度額対象外)	
⑨退院時共同指導加算	事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合	600 単位/回	退院につき1回限り
⑩利用開始から12ヶ月超え減算	支援1	-120 単位/月	
	支援2	-240 単位/月	

※ 各単位数に1単位当たりの金額をかけ合せたもののうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合分が介護保

# 利用者負担金説明書Ⅱ

介護保険サービス費以外の料金について

項目	料金	備考
食費	700 円/回 (非課税)	昼食代、(食材料費及び調理費用相当が含まれております)
交通費	40 円/1km (非課税)	山本地区・南信濃地区・上村地区を除く飯田市及び喬木村以外で事業所より自宅まで往復10kmを超えるとき(Ⅰの③の加算を頂く場合は頂きません)
リハビリパンツ	116 円/枚 (税込み)	Mサイズ
	122 円/枚 (税込み)	L～LLサイズ
紙おむつ代	125 円/枚 (税込み)	Mサイズ
	137 円/枚 (税込み)	Lサイズ
	36 円/枚 (税込み)	尿取りパッド
時間外の利用料	1,000 円/1時間 (税込み)	利用者の都合により営業時間を超える利用を希望される場合(60分を超える毎)